

日進市立南小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つて行うことが必要であると考えます。

この際、いじめには多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、心身の苦痛を感じているものとの要件が限定して解釈されることの無い様に努め、市では、いじめだけに限定することなく、いじめの疑いがあると思われる全ての行為を対象とします。

また、いじめの認知については、特定教職員のみによるものではなく、組織的に対応し判断するものとします。特に、犯罪行為として扱われるべきと認められる行為や、生命、財産に重大な被害が生じる恐れがある行為については、被害者に慎重に配慮する上で、警察等に相談する等、関係機関と連携し、早期に対応します。

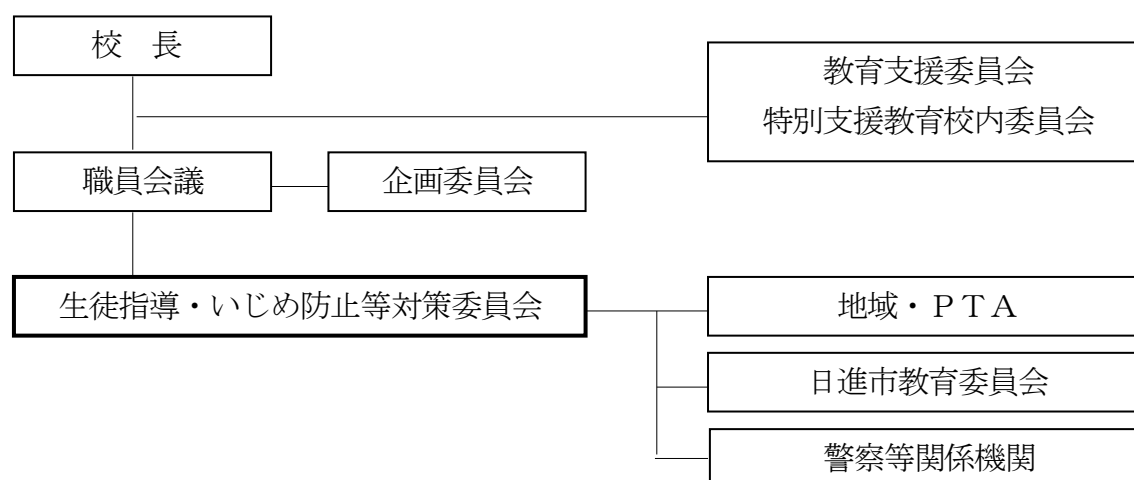
2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる可能性があります。これらの基本的な考えを基に、学校・家庭や保護者・地域社会が連携・協力し、日頃からいじめのささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、いじめに対して地域社会全体で組織的に対応していく必要があります。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはなりません。児童一人一人に大切にされているという実感をもたせるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりが必要です。

一方、子どもたちの生活の基盤は家庭・地域社会にあることから、家庭を含む地域全体で子どもたちを支えていくことも重要です。そうした中で、子どもが自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる『笑顔と思いやりにあふれる』学校づくりを進める必要があります。

3 いじめ防止対策組織



<生徒指導・いじめ防止等対策委員会構成メンバー>

- 校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主任・いじめ防止対策主任・保健主事・養護教諭・学年主任・担任
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・家庭教育相談員
- (PTA関係委員)

○ 「生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

南小学校では、日進市が設置した日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止等対策推進協議会（以下「推進協議会」）とその下部組織である「日進中学校区小中生徒指導・いじめ防止等対策推進連絡協議会」（以下「日中校区連絡協議会」）の設置を受け、校内に「南小学校生徒指導・いじめ防止等対策委員会」（以下「校内対策委員会」）を組織します。校内対策委員会では、いじめを含む生徒指導上の問題、とりわけいじめの防止を目指し、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応します。

○ 「日進中学校区小中生徒指導・いじめ防止等対策推進連絡協議会」について

推進協議会の下には、「中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を組織し、各中学校区の小中学校から上がってくるいじめのささいな兆候、懸念、または児童生徒からの訴えを協議し、対策を検討します。必要と判断した場合は、推進協議会へ諮るものとします。

○ 「南区生徒指導・いじめ防止等対策委員会」について

「日中校区連絡協議会」の下に、「南区生徒指導・いじめ防止等対策委員会」（以下「地区対策委員会」）を組織し、必要に応じて開催します。

(1) 「いじめ防止等対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討します。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度当初の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図ります。
- ・ 定期的な生活アンケート(いじめアンケート)や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努めます。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信します。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織します。
- ・ 事案への対応については適切なメンバー構成で迅速かつ効果的に対応します。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応します。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 異学年交流活動やエンカウンター等、児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級、学校づくりを進めます。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケート(いじめアンケート)や教育相談を定期的実施(年3回)し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ウ いじめ相談電話等、外部相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整えます。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導・いじめ防止等対策委員会」を中心に

組織的に対応します。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応します。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等と連携して行います。

5 重大事態への対応（重大事態の定義・・・別紙参照）

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「生徒指導・いじめ防止等対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。
- (4) 長期欠席にかかる理由が曖昧な場合等、児童生徒の不調の理由が確定していない場合は、各学校は教育委員会と緊密に報告・連絡・相談を行い、学校内だけに留まることなく幅広く調査して、原因を確実に把握するよう努めるとともに、重大事態に備えた対応を取ることとします。

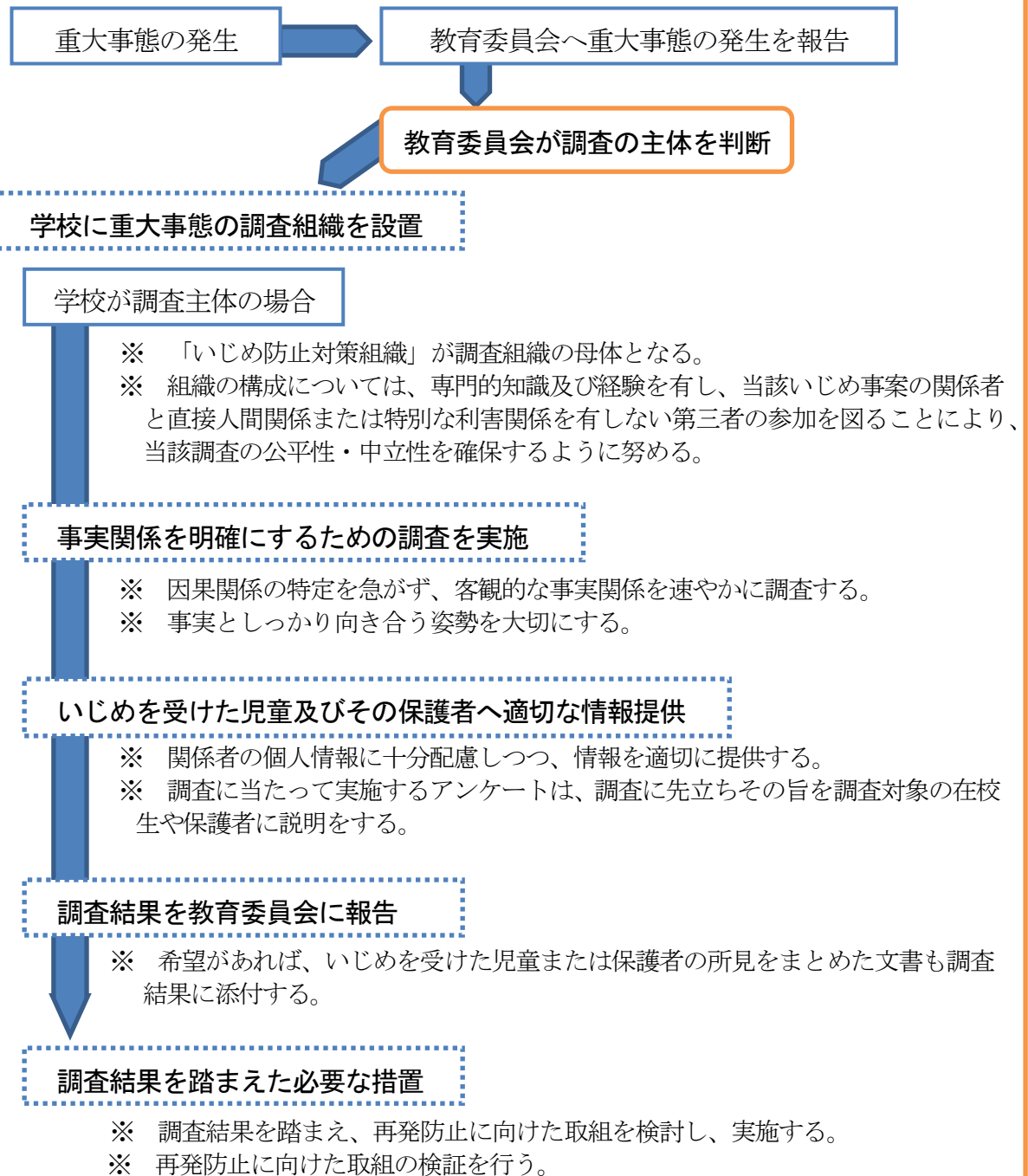
6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（6月、12月）し、生徒指導・いじめ防止等対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。
- (2) 4月に「学校いじめ基本方針」をホームページに掲載します。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組みます。

【学校における重大事態の対応フロー図】



<年間計画>

	生徒指導・いじめ防止等対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○なかよし清掃開始（異年齢集団活動）	○児童、保護者へ「いじめ相談窓口」の周知 ○身体測定	（○授業参観） （○PTA総会（紙面）学級懇談会での「学校いじめ基本方針」説明）…6月に移行？
5月		○現職研修	○応援練習 ○運動会	○生活アンケート（いじめアンケート）	○運動会参観
6月		○現職研修	○あいさつ強化週間	○教育相談週間	○授業公開
7月		○全教職員による取組評価アンケートの実施→検証	○あいさつ強化週間 ○情報モラル指導（ネットモラル） ○大縄祭り		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
8月		○中間評価→検証 ○現職研修			
9月			○親子除草作業 ○福祉実践教室（4年） ○あいさつ強化週間	○身体測定	
10月			○芸術鑑賞会 ○野外活動（5年） ○修学旅行（6年）	○生活アンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間	○学校評議員への学校行事・授業の公開
11月			○あいさつ強化週間 ○市小学校球技大会 ○学習発表会		○学習発表会参観
12月		○全教職員による取組評価アンケートの実施→検証	○人権週間 ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○あいさつ強化週間 ○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○生活アンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間	○授業参観
2月		○自己評価	○あいさつ強化週間 ○なかよし遊び（異年齢集団活動） ○感謝の会		
3月		○学校関係者評価の結果を検証、「基本方針」の見直し	○あいさつ強化週間 ○6年生を送る会 ○卒業式		○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	集会における校長講話 エンカウンター、道徳教育、体験活動の充実 一人一人が活躍できる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動

※ いじめが発生した場合は、全教職員で共通理解を図り、組織的に対応する。

